

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月
② 平成5年6月及び同年7月

平成5年8月ころに年金手帳が郵送されてきたので、A市役所に相談したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であるが、さかのぼって納付することが可能である旨を教えられたので、納付する意思があることを伝えた。

平成5年9月末ころに、納付書が送付されてきたので、家計をやりくりし、6年1月までに郵便局で未納期間の国民年金保険料を納付したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立人の前後の第3号被保険者資格の処理年月日等から、平成6年10月から同年11月までの間に払い出されたものと推認され、その時点において当該申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったところ、社会保険庁の記録から、当該申立期間より前の未納期間（平成4年10月から同年12月まで）の保険料を過年度納付していることが確認できることから、当該申立期間の保険料を未納のままとしていたとは考え難い。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案289（京都厚生年金事案407の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を42年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年12月18日まで

申立期間に係る厚生年金保険の記録回復について年金記録確認京都地方第三者委員会に申立てしたが、平成20年12月26日付けで、申立期間は申立事業所（A社）が適用事業所になる前の期間であること等を理由に、年金記録の訂正のあつせんは行わない旨の通知を受けた。

しかし、当時の同僚は申立期間において申立事業所での厚生年金保険の加入記録があるとのことから、改めて年金記録確認旭川地方第三者委員会に申立てをするので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間においてA社は適用事業所になる前の期間であること、及び雇用保険の加入記録の存在しているB社（申立事業所の関連会社）の厚生年金保険被保険者原票にも申立人の記録が確認できないこと等を理由として、平成20年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間においてA社が適用事業所（昭和42年5月1日～同年12月18日）であった記録が存在しており、申立人が記憶していた同僚3人を含め11人が、申

立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者となっている（A社は、申立期間以後に別の事業所記号（昭和43年5月1日～50年12月15日）で適用事業所となった記録が存在する）。

また、連絡の取れたA社及びB社の元従業員（2人）及び元役員（1人）は、当該2事業所の関係について、「同じ会社に存在している道路部門（A社）と砂利部門（B社）という関係であった。一方の人員が足りない時には、手伝いに行っていた。」と証言しており、商業登記簿謄本によれば、当該2事業所の代表取締役は同一人であることが確認できることから、当時、当該2事業所は一体として事業を行っていたものと考えられる。

さらに、当該元従業員及び元役員は、いずれも申立人について、「正社員であり、現場代理人だった。」と証言しており、申立期間において、申立人に雇用保険の加入記録（昭和42年5月1日取得～同年11月30日離職。事業所名称はB社）が存在し、また、同職種（現場代理人）の同僚の厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

加えて、当該元役員は、「正社員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、当該元従業員及び元役員の証言から、当時の当該2事業所を合わせた正社員数は10数人であったものと考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間における当該2事業所を合わせた厚生年金保険被保険者の数は14人であることが確認できる上、当該元従業員及び元役員からは、勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なっている旨の証言は得られていないことから、当時、A社及びB社では、すべての正社員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認できる。

一方、昭和42年12月1日から同年12月18日までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録は同年11月30日に離職との記録となっているほか、当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年12月1日までの期間において、B社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和43年5月の社会保険料の記録、及び当該事業所において同一業務に従事した同僚に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料がないことから不明としているが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立

人にかかる社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 42 年 5 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成2年3月までの期間、2年12月から3年11月までの期間及び3年12月から6年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年11月から平成2年3月まで
② 平成2年12月から3年11月まで
③ 平成3年12月から6年11月まで

勤務先を退職した後、A市役所に勤務していた元妻から勧められて、昭和63年12月ころに当時住んでいた同市B支所で元妻が国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、平成元年6月ころに元妻と離婚するまでは元妻が、その後は自分が、半年に1回くらいずつ自宅に届いた納付書でA市B支所、C支所及びD支所の窓口で納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月ころに、申立人の元妻が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の記録から、未納とされている期間の記録はすべて平成9年4月3日に追加されたものである上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立人の元妻が昭和63年12月ころにA市B支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、平成元年6月ころまでは国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に国民年金の加入を勧めたとする元妻には、公的年金に加入した形跡が見当たらない上、申立人の戸籍謄本から、申立人は昭和60年3月*日に元妻と離婚していることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人がすべての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から58年1月1日まで

以前に勤務していた会社から依頼があり、昭和54年9月からA社に勤務した。同社に勤務するに当たり、同社の社長から、勤務条件、社会保険の加入について、以前の会社と同じ条件との説明があったので、当然に厚生年金保険にも当初から加入していたものと考えており、健康保険証も、入社時に同社から受けた記憶があるので、厚生年金保険の加入が58年1月1日からとなっているのは納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B国民健康保険組合からの申立人の同国民健康保険組合の加入期間に係る回答（第一種組合員、資格期間：昭和54年9月1日～59年4月1日）及びA社の代表取締役の証言等から、申立人は、申立期間に同社において現場代理人として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の代表取締役は、「昭和51年ころにB国民健康保険組合に加入したが、50年代後半の（B国民健康保険組合の）定期調査において、第一種組合員については厚生年金保険とセットで同国民健康保険組合に加入させるよう指導を受け、それまで未加入だった社員を厚生年金保険に加入させた記憶がある。」と証言しているところ、事業主提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人及び同僚4人（申立人と同職種（現場代理人）2人を含む。）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和58年1月1日として届出が行われたことが確認できる。

また、当該同僚4人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格

の取得日から最長で2年9か月前となっており、申立人と同職種(現場代理人)の同僚2人から回答のあった自らの入社時期は、当該雇用保険の資格取得日と一致している上、A社は、「(当該同僚2人のB国民健康保険組合の)加入日は、本人が回答している入社時期及び雇用保険の加入日と同じであり、種別は第一種組合員である。」と回答していることから、申立期間当時、同社では、従業員を入社時にB国民健康保険組合に加入させていたが、すべての従業員について入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

さらに、当該同僚4人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の回答は得られておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月9日から60年1月1日まで

A社の初代の代表者が知人であったので、同社に昭和54年12月9日から正社員として勤務した。同社では景品交換業務を行い、入社して以降、退職するまでの間に勤務内容、勤務条件に変更は無く、継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入が60年1月1日からとなっているのは納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月9日から正社員としてA社に勤務していたと主張しているが、元代表取締役及び元営業部長は、「景品交換業務は、パチンコ店が行うことはできないので、A社とは別の会社（B社）として行っており、申立人のご主人が古物商の許可証を持っていたことから、景品交換所の運営を依頼した。」と証言しており、元従業員も「景品交換所は（パチンコ）店とは違う入り口から入るようになっており、B社の看板がかかっていたと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、同社とは別の会社（B社）が運営していた景品交換所に勤務していたものと推認され、このほか、申立人がA社に正社員として勤務していたこと、及び勤務期間について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。なお、社会保険事務所の記録におけるB社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が昭和60年1月1日からA社において厚生年金保険に加入していることについて、同社の元代表取締役及び元営業部長は、「昭和59年ころに（申立人の）ご主人の具合が悪くなったことから、（申立人の）将来的なことを考えて、本人にも説明して、60年1月1日から厚生年金保険の加入手続をしたが、同年1月より前は社会保険料の控除はしていない。」と証言しており、

元従業員も「昭和60年当時に（申立人が）給料体系が変わって、引かれるものは引かれると話していた。」と証言している。

さらに、申立人の雇用保険の資格取得日は厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日（昭和60年1月1日）である上、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入の期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年8月1日まで
昭和42年3月からA社に勤務し、43年4月ころに子会社のB社に出向した。
厚生年金保険の加入記録が途切れている申立期間は、A社からB社に出向した時期に当たるが、A社に在籍したままの出向であり、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司の証言及び申立内容から、申立人は昭和43年4月に、A社からB社に異動したことが推認できるところ、申立人は、A社に在籍したままB社に出向したと主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録によれば、A社における離職日は昭和43年3月30日であり、申立期間にA社とは別の事業所（事業所名称は不明であるが、B社と推認される。）の加入記録（昭和43年4月16日取得～44年9月8日離職）が確認できるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、A社において同年3月31日に被保険者資格を喪失した後、B社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和43年8月1日）に被保険者資格を取得し、44年9月8日に被保険者資格を喪失している記録となっていることが確認できる。

また、申立人と同日（昭和43年3月31日）にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員で、その後に同社の関連会社（B社及びC社（新規適用日は昭和43年6月1日））において、当該関連会社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した記録となっている者が8人（申立人を除く。）確認できるところ、このうち連絡の取れた者は、「昭和43年4月にA

社からC社に異動になったが、その際に、いったん（健康）保険証を返している。子供が学校から（健康）保険証を持ってくるように言われた時に、会社からまだ（健康）保険証を渡されていなかったのを覚えており、この年の4月及び5月については（健康）保険証が無かったので、社会保険料は控除されていなかったと思う。」、「当時、人事異動が頻繁で、事務手続等がずさんな会社だったと記憶している。昭和43年3月31日に資格喪失して子会社に異動している人は、皆同じような記録になっていると思う。」と証言しており、このほかに、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言等は得られていないことから、当時、A社では、昭和43年4月に異動した従業員については異動先の関連会社において厚生年金保険及び雇用保険に加入させる取扱いとしていたが、当該関連会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年6月（C社）及び同年8月（B社）であったことから、それまでの期間においては、当該異動者は厚生年金保険に未加入となっていたものと推認される。

さらに、A社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は既に廃棄されているため、申立人の厚生年金保険加入については不明である。B社及びC社は既に倒産しているため、当時の資料は全て廃棄されている。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案293

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年10月1日まで

代表取締役の自分が社会保険関係の手続をしていたが、当時、社会保険料は毎月遅れることなく納めており、滞納は無かったので、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出はしておらず、社会保険事務所職員に相談したこともない。

当時の報酬は月50万円であり、申立期間において減ったことはない。

社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成10年10月27日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年12月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(50万円)が、8年10月1日までさかのぼって12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険料は毎月遅れることなく納付しており、滞納は無かった。」と主張しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録(納付受託証券記録照会回答票)によれば、当該事業所に係る平成9年12月、10年1月及び同年3月の社会保険料については延滞金を納付し、同年5月の保険料については同年8月13日に納付した記録となっており、同年6月以降の保険料については納付の記録は確認できない。

また、申立人は、「自分が社会保険関係の手続を行っていた。」、「平成10年8月に不渡りをつかまされ、同年10月10日に倒産した。その二日後に、取引先の会社に社会保険事務所が差し押さえに入った。」と述べており、連絡の取

れた元従業員も、「当時の会社経営は赤字だった。苦しかったのではないか。」と証言していることを踏まえれば、申立人は、当該事業所の社会保険料の滞納状況を把握しており、代表取締役である申立人が関与せずに当該減額処理に係る届出がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。